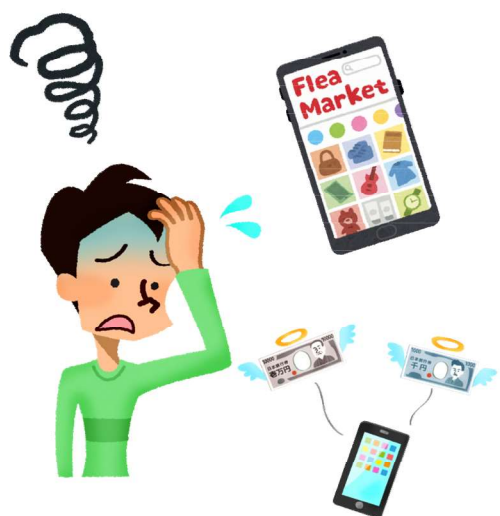




儲け話の勧誘にご注意！！

＼「簡単に稼げる」「儲かる」/ そんなうまい話はありません！



【事例1】

「在庫を持たずに商品をフリマサイトで転売し簡単に稼げ、失敗した時のサポートもついている」という情報商材を50万円で購入したが、まったく収入にならずクレジットのローンの支払いだけが残ってしまった。

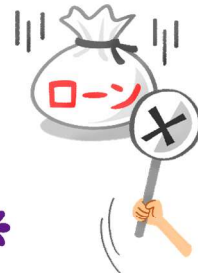
【事例2】

「写真を貼り付けるなど簡単な作業で儲かる」という副業ビジネスのSNSのメッセージをきっかけに情報商材を購入した。その後、業者から電話で「情報商材より儲かる」と勧誘され、高額なコンサルティング契約を結ばされたが、広告や説明のように儲からなくて困っている。

解 説

仕入れた商品を買って利益を得るには、仕入代金に出品手数料などの経費や、自らの利益を上乗せした価格で売却する必要があります。転売ビジネスの場合、ほかの出品者よりも高値になると買い手が付かず、値下げすると利益がなくなり、簡単には儲かりません。また、フリマサイトの中には、実際に手元のない状態での商品を出品することを禁じているサイトもあり、サイト運営会社からアカウントを停止される可能性も考えられます。そうすると、そもそもビジネスとして成立しないでしょう。

「簡単に高額収入を得られる」と強調する広告や宣伝には注意しましょう。友人や知人から勧誘されて「儲かるからすぐに返済できる」と言われローンを勧められることもありますが、借金をしてまで契約するのはやめましょう。



発行：東大阪市立消費生活センター

電話番号・所在地など、詳しくは裏面をご覧ください！



消費生活センターだより

暮らしのスクラム



第42回消費生活展を開催します！

日時：令和5年11月11日（土）
午前10時～午後3時まで
場所：東大阪市立消費生活センター
アンケートにお答えいただくと記念品を
進呈します。（お子様にはお菓子）

パネル展示や、食器の物々交換、
楽しい手作りコーナーがあるよ

スーパーボールすくいや、
子ども向けワークショップ
もあるよ。



簡易トイレ、ゴミ箱を作ってみよう！
風呂敷の包み方を学ぼう！
防火服（子ども用）を着て、写真を撮ろう！

ネット通販でブランド品を注文したはずなのに… 代引配達で届いたものは偽物だった！！



ネット広告から注文しようとする、ミラーサイト（ブランドの公式ページをコピーして作成した偽のウェブサイト）に誘導されることがあります。

消費者が“公式通販サイト”の“正規品”だと思って申し込み、代引配達で受け取ると、中身は偽物だったという事例が後を絶ちません。

代引き配達の場合、一旦代金を支払ってしまうと、宅配業者から返金を求めることは困難です。

偽物が届く通販サイトの特徴は？・・・

- 販売価格が通常では考えられないほど格安。
- 販売業者の名称、住所、電話番号などの情報が表示されていない。もしくは虚偽。
- 支払方法が代引配達しか選択できない。
- サイトの日本語の字体、文章表現がおかしい。
- 代引配達の送り状で「依頼人」が販売業者の名称（会社名、サイト名）とは異なっている。

動画サイトや SNS、ゲームなどで出てくるネット広告には、「今だけ、格安！」などと誘導する怪しいサイトが多く見られます。アクセスしないよう気を付けましょう。



消費生活センターだより



暮らしのスクラム



未成年の子どもがオンラインゲームで高額課金していた！



Q

小学生の子どもが、親のスマートフォンを使ってオンラインゲームで遊び、高額な課金をしていました。

子どもが無断でやったことなので、請求を取り消してもらえないのでしょうか。

A

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、民法で定められた「未成年者取消権」によってその契約を取り消すことができます。

しかし、オンラインゲームでは未成年者が契約したことを証明することが難しく、また年齢を成人だと偽って課金した場合などは取消が認められないこともあります。



子どもの課金トラブルを防ぐには

- ☑子どもの実年齢でID登録させ、大人のIDを利用させないようにしましょう。
- ☑料金体系や決済方法などを確認し、パスワードの管理を徹底しましょう。
- ☑しくみや契約内容を子どもとともに確認し、遊び方のルールを話し合しましょう。
- ☑ペアレンタルコントロール※を利用しましょう。

※子どもが持つスマホやパソコンの利用方法を、保護者が管理する機能のこと。



消費者庁イラスト集より

消費生活センターだより 暮らしのスクラム



～身に覚えのない荷物が届いたらどうする？～

【事例①】

家族あてに代金引換で荷物が届いたので、本人の代わりにお金を支払い、商品を受け取った。帰宅した本人に聞くと注文していないという。品物を返すので返金してほしい。



【事例②】

送り主不明の小包が自宅ポストに投函されていた。身に覚えがないものだったので返したいが、開封してしまったため、配送業者では受取拒否できないと言われた。代金は支払っていないし、請求書も入っていない。



アドバイス

・身に覚えのない荷物が届いた場合は受け取らないようにしましょう。家族宛てなどの荷物で、受け取るべきかどうかをその場で判断できない場合は、いったん持ち帰ってもらいましょう。仮に受け取ってしまい、荷物の中に請求書が入っていても支払う必要はありません。（注文していない場合、売買契約は成立していません）

・商品が「代引き」で届き、支払ってしまった場合は販売業者・発送代行業者がわかればその旨を伝え、返品・返金の交渉をしましょう。

・海外から届いた荷物を安易に返送するのはやめましょう。模倣品であった場合は送り返すと税関でトラブルになる可能性があるため、保管して様子を見ましょう。

処分の方法などに迷うことがあれば、消費生活センターにご相談ください。

